

(公財) 介護労働安定センター 介護職員初任者研修事業 (南相馬市) 学則 施行細則

(趣 旨)

第1条 この施行細則は、「(公財) 介護労働安定センター介護職員初任者研修事業 (南相馬市) 学則 (以下「学則」という。)」の施行に当たり必要となる事項について、公益財団法人介護労働安定センター福島支部 (以下「センター」という。) が定める。

(受講者の本人確認)

第2条 学則第6条の2項に規定する本人確認は、南相馬市健康福祉部長寿福祉課 (以下「南相馬市役所」という。) のほかに、センターが確認する場合がある。
センターによる本人確認の方法は、福島県介護員養成研修実施要項 (以下「県実施要項」という。) の第18条4項で規定する資料の提示により行う。

(補講の決定と実施方法)

第3条 学則第16条の規定により設定する補講の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 補講の実施日は、開講日から8ヶ月以内 (ただし、当該年度内とする) とし、センターが補講対象者と当該講師とのスケジュール調整により決定する。
- (2) 講義の補講は、担当講師による対面学習を基本とする。
ただし、対面学習が難しい場合には、オンライン学習又は当該講義の録画視聴をもって代替できるものとする。
- (3) 演習の補講は、担当講師から直接指導を受けるものとする。
ただし、当該演習の学習内容によってはオンラインや録画視聴で部分的に代替できる場合がある。代替の可否は、担当講師とセンターが協議し、県実施要項に照らして決定する。
- (4) 補講に係る費用は、南相馬市役所とセンターの契約による。

(受講の取り消し)

第4条 学則第17条に規定する受講の取り消しについては、具体的事実に基づいて当該受講者にセンターが事前に警告した上でそれでも改善が見られない場合、南相馬市役所とセンターが協議して決定する。

(修了の認定)

第5条 学則第19条に規定する修了評価基準を満たす者とは、以下の「修了評価」を実施し、(8)(9)に該当する者とする。

- (1) 座学の通学科目の修了評価については、公益財団法人介護労働安定センター本部作成の全国共通の試験問題から抜粋し福島支部筆記試験として行うこととする。
- (2) 問題については、テキストに示す科目毎に作成する。
- (3) 出題形式については、原則として①語群選択による穴埋め②正しいもしくは誤った内

容の選択等とし、記述解答式は出題しない。

- (4) 座学の通信科目の修了評価については公益財団法人介護労働安定センター本部作成の全国共通の試験問題等も参考に、福島支部レポート課題として期日まで提出を受けることとする。
- (5) 課題については、テキストに示す科目毎に作成する。
- (6) 出題形式については、テキストを読みながら①適切もしくは適切でない内容か否かの選択、②設問についての記述解答とする。
- (7) 演習の修了評価については介護福祉士実技試験（過去問題）等に準じた課題を作成し行うこととする。
- (8) 試験（筆記・実技）・レポート課題の配点については、それぞれ100点満点とし、A（80点以上）、B（70～79点）、C（69点未満）の区分で評価し、B以上を合格とする。
- (9) 上記の評価区分でC判断された者については再評価対象者とし、再試験（再提出）を実施する。再試験の結果、B区分以上の者のみ合格とする。

（修了証明書の再発行）

第6条 学則第21条の2項に規定するセンターが定める手続きとは次のとおりとする。

修了証明書の紛失及び住所・名前等の変更が生じた場合、修了者本人からの申請書の提出に基づいて再発行する。なお、再発行に必要な費用は次のとおりとし、申請者が負担するものとする。

- (1) 発行手数料 2,000円（1枚につき）
- (2) 郵送料（簡易書留での郵送） 530円

2 最新の手続きや費用、申請書について、以下のセンターホームページ内容を優先する。

<https://www.kaigo-center.or.jp/jigyo/shikaku/saihako.html>

（その他）

第7条 本細則に定めのない事項で必要と認められるものは、南相馬市役所とセンターで協議し定めることとする。

（附則）

- 1 この施行細則は、令和7年7月1日から施行する。